

第 29 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 11 日（月）午前 10 時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- 事務局長 片島 弘幸
- 係長 後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。それでは総会にあたりご報告を申し上げます。委員総数 19 名、本日は皆さま農業委員さん皆さんご出席をいただいておりますので南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を委員皆様で唱和いたしますので、皆さまのご起立をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 29 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 4 番 渡辺優子委員、5 番 笠野美津代委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、本農業委員会会議規則第 5 条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行の方をよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>おはようございます。米の方は一段落というか終わりになって、久しぶりの雨で皆さんゆっくりされたいと思う方もおられますけれども、今日は現地確認、農業委員会とご参集いただきましてありがとうございます。皆さんご存知のとおり阿蘇山の火山灰もやむような雰囲気が無くて結構降っておりますけれども、新聞でも出ておりますように各種部会やらはいろいろな陳情が始まると思いますけれども、部会とかいろいろ入ってい</p>

	<p>ない農業者の声を聞いたら、やはりどういう助成が欲しいとか、いろいろな面で仲介役のような感じで、早めにですね、いろいろな事がしてもらいたいなという感じになった時に陳情しても遅いですので、もう前もってですね国まで届くような感じのいろいろな事がしてもらいたいというような要望があれば農業委員の仕事ではありませんけれども、皆さんの意見が農政課に届くような感じでやってもらいたいと思います。</p>
議長	<p>では、只今から第29回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に4番 渡辺優子委員、5番 笠野美津代委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字岸田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 水力 地役権設定（20年）です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字梅の木谷 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 地役権設定（年）です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字梅の木谷 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 地役権設定（年）です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字川原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字宮田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字城後 番 1 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 所有権移転贈与となっております。</p> <p>以上6件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では1番から3番まで事務局、あとを地元委員ということで説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第1号1番2番3番につきまして事務局よりご説明申し上げます。こちら譲渡人は3名おられまして、譲受人は1事業者となっております。こちらは電力会社がこれから水力発電をしてされるというところで譲受人の方からの申請であります。こちらは農地の下に、約800mm（80cm）下に送水管を敷設しまして、そこに水を通して最終的に水の力で発電するという計画となっております。場所につきましては、から南側 というところの、もう少し南側になります、 というところで水路から水を引かれまして発電する計画となっております。水力発電を年継続されて、そちらを地役権、土地の送水管が通っている部分だけの権利といいますか、そこに送水管を埋めていますという権利の方を設定する契約となっております。譲受人の方は土地が無くても地役権設定はできるようになっておりますので、併せて申し添えます。以上3件ご審議方よろしくお願い致します。</p>

18番	<p>議案第1号番号4、5について18番の荒牧がご説明致します。</p> <p>まずは番号4の案件につきまして、譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人は■■■■で■■■■へ就職され、譲受人の■■■■があとを継いで農地を守ってこられました。申請土地は■■■■が相続しておられていましたが、いずれ帰る計画もないため■■■■の譲受人へ所有権移転贈与されることになりました。</p> <p>続きまして、番号5についてご説明します。譲渡人は■■■■の方で生活をされており、こちらへ将来戻る予定も無く、もともと近所で親交もあった譲受人に所有権移転されることになりました。何ら問題はないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
8番	<p>議案第1号6番について、8番の岩本がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子でございます。何ら問題はないと思われます。所有権移転贈与となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局、地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p>
10番	<p>ひとついいですか。1番2番3番でこれは地役権設定というのがありますが、送水管が80cmとおっしゃいましたが、それは決まりがあるのですか。</p>
事務局	<p>県の方にも調べてくださいということで調査をしまして、田んぼであればロータリーがかからない高さであれば農地法3条でいけるということでありました。もしもそれが地表に出て田面に出た場合には、そこは転用になると、そこは使えないからというお話をいただきました。この場合は地下の80cm下ということでロータリーにかからない、農業には問題ないというところで、農地法3条の地役権設定でかまわないということだったので、今回このような措置となっております。以上です。</p>
14番	<p>よろしいですか。同じ1、2、3番の質問なんですが、この南阿蘇水力発電株式会社という会社の内容が可能であれば教えてください。どんな会社なのか。</p>
事務局	<p>こちらの会社は震災前にできていた会社でありまして、震災があったためにちょっと稼動していなかったと。震災がなかったらこの案件はスムーズに行っていたという会社でありまして、実際、■■■■の会社■■■■社、■■■■が■■■■名ほどの持ち株会社で発電をされるというところで聞いております。間違いなくそちらの方は履行できるというところで登記簿謄本等取り寄せまして確認しておりますので問題はないかと思っております。以上です。</p>
14番	<p>行政が入っているわけではないんですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>新規に発電を始めるとだろう。そして送水管がいかっている所は電柱のように敷地料が払われるとだろう。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>そうです。</p> <p>他にないですか。ないようでしたら採決にうつります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字山下 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 太陽光発電施設 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字中車鶴 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び進入路 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字四の丸葉山 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び店舗 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西渡瀬 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 その他の業務用地駐車場・資材置場 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字岸野 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び店舗 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字道下 ■■■番 ■ 地目台帳田 現況雑種地 面積 ■■■㎡ 転用目的 資材置場及び現場事務所 転用賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字西所原 ■■■番 ■ 地目台帳田 現況雑種地 面積 ■■■㎡ 転用目的 資材置場及び駐車場 転用賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字三ノ川 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 駐車場用地 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字尾田 ■■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 駐車場用地 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>以上9件、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>

8 番	<p>議案第 2 号 1 番について、8 番の岩本がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。場所は、元 [] のあった東の道を [] m 程上ったところでございます。面積が [] m²となっておりますが、譲渡人は全部を作ってもらいたいというところでしたが、約 2 反分ほどを譲受人が事業したいということでございました。それで太陽光発電施設の自然浸透排水となっております。出入口の所はどはをついて外に排水が漏れないようにするとのこととございました。審議の程よろしく申し上げます。</p>
3 番	<p>議案 2 号 2 番につきまして、3 番の宇藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、住宅及び進入路の転用所有権移転有償となっております。場所は [] から [] 線を [] m くらい南に行きまして、新しく家が建っている並びの土地でございます。給排水ともに問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
1 3 番	<p>議案第 2 号 3 番について、1 3 番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人及び土地については議案書記載のとおりとなっております。現在、譲受人は [] に居住されており、自宅兼店舗としてお菓子・ケーキを同県で営業されているそうです。南阿蘇に拠点を移して自宅販売及び道の駅などにお菓子などを出荷し事業展開したいということで、今回の申請となっております。場所につきましては、[] の道を南に [] m 程上ったところになります。周辺は住宅地になっており給排水設備もありまして何ら問題はないものと思われまます。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
1 0 番	<p>議案第 2 号 4 番につきまして、1 0 番の佐藤が説明します。前回 5 条の許可をいただいておりますが、それだけでは駐車場や資材置場が足りないということで、今回の申請が上がっております。使用貸借権利設定移転となっております。この土地は第 2 種農地であります。場所は [] の [] 挟んだ南側となっております。用排水何ら問題はないと思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>議案第 2 号 5 番につきまして、9 番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は、だいたいが地元出身でございまして大津町の方に [] を、もう大分なりますけれども開かれておりまして、現在は [] さんに任せておられるような状態でございます。今回、譲受人の方との話合いができて、地元でどうしても [] を小さいのでいいから建ててやりたい、地元でやってみたいということでございましてお話しがまとまりまして、住宅及び店舗ということで申請が上がっております。給排水等も問題はございません。場所につきましては、[] 集落でございます。中央部に [] がございまして、そのすぐ東に [] 程行った [] 道路沿いの便利の良いところでございます。転用所有権移転有償でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
1 8 番	<p>議案第 2 号番号 6, 7 について、1 8 番の荒牧が説明します。この案件は昨年 1 0 月の総会で同意をいただきました南阿蘇鉄道の震災によるトンネル工事に伴う資材置場及び駐車場及び現場事務所による転用貸借権利設定移転の延長の申請がされています。ご審議よろしく申し上げます。</p>

<p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第2号8番、9番について、17番の長野がご説明致します。この程、譲渡人と譲受人との間で転用所有権移転無償の合意がなされています。耕作放棄地の畑で、地震後、[]のための一部駐車場として再開をご希望されております。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>9番について、譲渡人と譲受人との間で転用所有権移転無償の合意がなされて、農家住宅・倉庫を建設されることになりました。譲渡人と譲受人は親子関係です。集落接続2種農地です。用排水何ら問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字表ヶ迫 []番 [] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 外3筆計4筆 []㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字尾迫 []番 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 使用賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字尾迫 []番 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 外2筆計3筆 []㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字東免 []番 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 外1筆計2筆 []㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字東金間 []番2 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 外2筆計3筆 []㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字譲羽 []番 [] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 使用賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字中西原 []番 [] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 外2筆計3筆 []㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>以上、新規案件7件ご審議方よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。失礼しました。1番の案件が、 番の 委員の案件ですので、 委員に退席していただき1番から先に審議します。地元委員の説明をお願いします。</p>
16番	<p>議案第3号1番につきまして、16番の藤原が説明致します。譲渡人、譲受人並びに申請地は記載のとおりです。この農地は以前から別の方が飼料作物を植えられていました。今回代わられまして、トマトもされています、畜産も子どもさんがされているということで、牧草を植えたいとのこと。賃借権設定10年となっています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では1番の採決を行います。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、1番は原案どおり可決します。では、2番から地元委員の説明をお願い致します。</p>
7番	<p>2番、3番につきまして7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。2番につきましては親子関係でございます。使用賃借権設定5年です。</p> <p>3番につきまして、譲渡人は高齢でもう今この田は何も作っておられません。譲受人が新規就農をしておられますので貸してくださいということで賃借権設定5年となっています。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
8番	<p>議案第3号4番について、8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は十数年、譲渡人の土地を作っておられましたが、今回正式に契約を結ぶ運びとなりました。賃借権設定5年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
6番	<p>議案第3号5番につきまして、6番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人の方が高齢でございますが、どうしてももう耕作ができないということでございますが、隣にあります譲受人の方が今回賃借権設定5年を結ばれて契約がなされております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
10番	<p>議案第3号6番につきまして、10番の佐藤が説明します。譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、譲受人は新規就農されております。現在、野菜をたくさん栽培されております。使用賃借権設定10年の申請があがっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>

<p>18番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第3号番号7について、18番の荒牧が説明します。今回、譲渡人と譲受人の間で新たに10年の賃借権設定が結ばれました。譲受人は大々的に畜産を経営されており、後継者もおられ何ら問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号経営基盤強化促進法の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了致しました。12月の総会の日程を決めたいと思います。12月10日は火曜日ですがいかがですか。</p> <p>では12月の総会は12月10日10時から行います。また次回の農業委員会憲章の指揮は、6番 安達英二委員、7番 後藤操委員にお願いします。</p> <p>他に委員さんから何か意見はございませんか。</p> <p>なければ以上をもって第29回の南阿蘇村農業委員会総会を終了します。</p>

7. 閉会時刻 10時41分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

4番 渡辺 優子

5番 笠野 美津代